

## 2026年新卒向けソーシャルリクルート出展規約

NPO 法人み・らいず2（以下「主催者」といいます。）が開催する2026年新卒向けマッチングイベント「ソーシャルリクルート」（以下「本イベント」といいます。）へ出展する法人・団体（以下「出展者」といいます。）は、本出展規約（以下「本規約」といいます。）に定められた条件に従って出展を行うものとします。

### 1. 規約の履行

- 1.1. 本イベントにおいて出展者は主催者の指示に従う他、以下に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。

### 2. 出展資格

- 2.1. 出展資格は次のとおりとします。
  - 主催者が定める本イベントの開催趣旨に賛同し、社会課題の解決とともに努める者であること
  - 出展者の事業運営において、虐待や不正経理など公序良俗に反する行為がないこと

### 3. 出展申込みと出展契約の成立条件

- 3.1. 出展希望者は、主催者発行の「出展応募書」に必要事項を入力しご応募ください。
- 3.2. 主催者は、「出展応募書」を受領した後、出展可否の審査（審査基準は開示致しません）を実施いたします。
- 3.3. 主催者は、出展を認めた者に対し、申込可能である旨をメールにて通知し、出展者が受領した日（以下「基準日」といいます。）に「出展契約」が成立します。

### 4. 出展料金の支払い

- 4.1. 出展者は、請求書に記載された期限までに、出展料全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。支払期日までに出展料の振込みが確認できない場合は、出展契約は当然に解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展者はその全損害を賠償するものとします。
- 4.2. 出展に際しては、出展料のほかに、装飾費、現地までの交通費等の諸費用が発生する場合があります、それらについては全額出展者の負担となります。
- 4.3. 出展料金に関しては別表の通りとする

### 5. 採用に至った場合の報告と成功報酬

- 5.1. 出展者が本イベントに参加した学生を採用するに至った場合は、出展者は、採用内定の日から7日以内にその旨主催者に報告することとし、請求書に記載された期限までに、あらかじめ定めた成功報酬を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。

- 5.2. 出展者が前項の報告を怠り、成功報酬を免れた場合は、主催者に対し、あらかじめ定めた成功報酬の2倍の違約金を支払います。
6. 出展キャンセル料
  - 6.1. 出展契約の成立後、出展者からの出展キャンセルは、主催者においてこれを了承しない限り認めません。主催者が出展のキャンセルを了承した場合にも、出展者は下記キャンセル料を支払うものとします。
    - 開催日から起算して61日前まで =出展料の10%
    - 開催日から起算して60日前から31日前まで =出展料の30%
    - 開催日から起算して30日前まで15日前まで =出展料の60%
    - 開催日から起算して14日前から開催日まで =出展料の100%
7. 転貸の禁止
  - 7.1. 出展者は、主催者の了承を得ることなく、契約区画の全部または一部を転貸することができません。
8. 設営
  - 8.1. 出展者は、出展ブース内の設営にあたり、事故のないよう、ブース内の工作物について責任を持って管理するものとします。
9. 会期、開催時間の変更
  - 9.1. 主催者は止むを得ない事情により、会期および開催時間を変更することがあります。主催者または会場の都合により会期を変更した場合（3時間以内の時間変更を除く）は、出展者は出展契約を解除し、出展料の返還を求めることができます。ただし、解除によって生じた損害は補償しません。
10. 開催の中止
  - 10.1. 天災、天災による交通機関の運休、その他主催者の責によらない開催不能、または開催により出展者または来場者に危険が生ずるおそれがあると主催者が判断した場合、本イベントの開催を中止することがあります。この場合、出展料の返還は行いません。また、中止によって生じた損害は補償しません。
11. 出展の取消し等
  - 11.1. 出展者において、「出展応募書」に虚偽の記載があった場合、本規約への違反があった場合、または第三者への迷惑行為や公序良俗に反する行為があった場合は、主催者は、出展当日であっても、出展を取消し、出展者の求人記事の削除をすることができるものとします。
  - 11.2. 出展者の業務を執行する役員、取締役又は出展者の経営に実質的に関与する者において、第三者への迷惑行為や公序良俗に反する行為があった場合も前項と同様とします。

- 11.3. 前項の場合、出展者から事前に支払われた出展料の返還は行いません。また、出展者は、前項によって主催者に生じた損害を賠償しなければなりません。

## 12. 損害賠償責任

- 12.1. 出展者は、故意または過失によって、主催者、来場者、会場の所有者その他第三者に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。
- 12.2. 主催者が、出展者の故意または過失によって、来場者、会場の所有者その他第三者から損害賠償請求を受けた場合は、出展者は、自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、弁護士費用を含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。
- 12.3. 主催者が、出展者に対して負う損害賠償責任は、出展料を上限とします。
- 12.4. 本イベント会場内外で発生した、いかなる事故・事件・盗難等につき、主催者または会場は一切の責任を負わないものとします。

## 13. 消防・安全

- 13.1. 出展者は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法令を厳守しなければなりません。

## 14. 写真・ビデオ撮影

- 14.1. 本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

## 15. 個人情報の取り扱い

- 15.1. 出展者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。
- 15.2. 利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展者が責任をもって管理・運用するものとします。
- 15.3. 万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うとともに、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。
- 15.4. 出展者は、主催者が、本イベントにおける施工等の委託会社に対し、出展者の情報を提供することを、あらかじめ了承するものとします。

別表：出展料金

法人形態	非営利団体（NPO 法人、非営利型一般社団法人、公益法人）	社会福祉法人、営利企業（株式会社、有限会社等）
出展料金 1 （出展料）	無料	
出展料金 2 （採用成果報酬額／ ソーシャルバイト 利用学生）	従業員 1 名あたり 16.5 万円（税込）	従業員 1 名あたり 33 万円（税込）
出展料金 3 （採用成果報酬額／ ソーシャルバイト 非利用学生）	従業員 1 名あたり 27.5 万円（税込）	従業員 1 名あたり 55 万円（税込）
内定辞退による 成果報酬額返金	全額返金	